

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県小田原市曾比1881番地

氏 名 宝栄産業株式会社

（法人にあっては
名称及び代表者
の氏名） 代表取締役 佐藤 啓二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 4 年 6 月 6 日
(初回許可年月日 昭和 50 年 4 月 30 日)
許可の有効年月日 令和 9 年 3 月 31 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（コンクリート固型化※、中和） ※水銀の回収を伴う。

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ア コンクリート固型化に係るもの

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

※これらのうち、水銀含有ばいじん等は水銀の回収義務が生じるものを除く。

イ 中和に係るもの

廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

(注) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処理できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 4 年 1 月 2 日 変更届（代表者：山田 肇→佐藤 啓二）

令和 4 年 6 月 6 日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 成田事業所

ア 設置場所

神奈川県小田原市成田1049番1、1049番2 (820.51m²)

イ 中間処理施設

・コンクリート固型化施設

設置年月日 平成23年 7月28日

許可年月日 平成23年 6月 8日

(平成24年 5月17日 変更許可)

(平成30年 4月19日 変更許可)

許可番号 西セ第7101号 ※2基同時稼動は不可

処理能力 10t/日(8時間) 2基

・中和施設

設置年月日 平成26年12月26日

処理能力 13m³/日(8時間) 1基

ウ 受入廃棄物の保管施設

・燃え殻	保管面積	5.85 m ²	最大保管量	2.64 m ³
・汚泥、金属くず	保管面積	11.52 m ²	最大保管量	12.00 m ³
・廃酸、廃アルカリ	保管面積	6.48 m ²	最大保管量	3.60 m ³
・金属くず、廃プラスチック類	保管面積	2.79 m ²	最大保管量	2.00 m ³
・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類	保管面積	8.16 m ²	最大保管量	9.03 m ³
・鋳さい	保管面積	5.34 m ²	最大保管量	2.24 m ³
・ばいじん	保管面積	5.85 m ²	最大保管量	2.64 m ³

エ 処理後物の保管施設

・廃酸、廃アルカリ	保管面積	5.25 m ²	最大保管量	10.00 m ³
・廃水銀等	保管面積	0.45 m ²	最大保管量	0.03 m ³
・政令第13号廃棄物	保管面積	10.63 m ²	最大保管量	23.92 m ³

(2) 東町保管施設

ア 設置場所

神奈川県小田原市東町5丁目406番、407番 (696.45m²)

イ 処理後物の保管施設

・政令第13号廃棄物	保管面積	13.25 m ²	最大保管量	21.4 m ³
------------	------	----------------------	-------	---------------------